

第8号議案

学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令

上記の議案を提出する。

平成29年2月7日

提出者 文京区教育委員会

教育長 南 新平

文京区立幼稚園  
文京区立小学校  
文京区立中学校

学校職員服務取扱規程（平成十二年三月文京区教育委員会訓令第五号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年二月 日

文京区教育委員会

第十一条の見出し中「セクシュアル・」を削り、同条に次の三項を加える。

- 2 職員は、職場で働く者が妊娠又は出産したことに関して、その者の職場環境を悪化させる言動を行ってはならない。
- 3 職員は、職場で働く者が妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること又は措置を受けることに関してその者の職場環境を悪化させる言動を行ってはならない。
- 4 職員は、職場で働く者に対し、職場内の優位性（職務上の地位に限らず、人間関係、専門知識等の様々な優位性を含む。）を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させる言動を行ってはならない。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

学校職員服務取扱規程の一部を改正する訓令 新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条～第十条 （略） <del>(ハラスメントの禁止)</del>	第一条～第十条 （略） <del>(セクシュアル・ハラスメントの禁止)</del>
第十一條 職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせる性的な言動を行ってはならない。 ② 職員は、職場で働く者が妊娠又は出産したことに関して、その者の職場環境を悪化させる言動を行ってはならない。 ③ 職員は、職場で働く者が妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること又は措置を受けることに関してその者の職場環境を悪化させる言動を行ってはならない。 ④ 職員は、職場で働く者に対し、職場内の優位性（職務上の地位に限らず、人間関係、専門知識等の様々な優位性を含む。）を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる言動を行ってはならない。	第十一條 職員は、他の職員又はその職務に従事する際に接する職員以外の者を不快にさせる性的な言動を行ってはならない。
第十二条～第二十三条 （略）	第十二条～第二十三条 （略）
別記様式第一号～第八号 （略）  付 則 この訓令は、公布の日から施行する。	別記様式第一号～第八号 （略）